

第1節 地震に強いまちづくり

産業建設部 関係各部

大規模な地震による被害は、建物の倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害によって大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼす。

この地震災害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物の耐震化、不燃化の推進に加え、住宅密集地などの面的な視点からの取組みも必要となる。

こうした観点から、経田地区等の市街地をはじめとする住宅密集地の整備を行う際にも地震災害対応を考慮した事業を実施することとし、土砂崩れ等の災害に備えて実施する地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業や砂防、治山事業についても緊急度、重要度を考慮して展開する。また、液状化現象を防止するための対策の検討を促進する。

1 防災ブロックの形成

大規模な地震が発生した場合、最も甚大な被害をもたらすと予想される市街地の大火から市民の生命と財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において延焼遮断帯で囲まれたブロックの形成を目指す。

(1) 延焼遮断帯の整備

延焼火災には、市街地をブロック化し、延焼遮断帯で囲むことにより、隣接ブロックへ延焼しないような対策を講じることが重要である。このため、市は、国、県及び防災関係機関と連携し、带状の都市施設である道路、河川、鉄道及び公園（緑地）を骨格とし、必要に応じて建築物の不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。

(2) 防災ブロックの形成

防災ブロックとは、延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備することにより、都市全体としての防災機能の向上を図るものである。このため、市は、防災ブロックが段階的かつ効果的に形成されるよう、国、県及び防災関係機関と密接な連携を図る。



2 防災空間の整備拡大

大規模な地震の発生に備え、避難者の安全確保のための避難路や火災、津波等の避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「災害に強いまちづくり」の基本的課題である。地震発生時において、公園・緑地や道路、河川等は、火災の延焼を阻止するだけでなく、一時避難場所や地域の防災活動の拠点等の防災空間として活用することができる。このため、防災空間として、公園・緑地、道路、河川、海岸、港湾等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

(1) 公園・緑地の整備

公園・緑地は、良好な風致、景観を備えた地域環境を形成する機能、都市住民のレクリエーションの場としての機能、環境を保全する場としての機能のほかに、地震発生時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。このことから、市は、市民が日常的に利用できる公園・緑地の整備促進に努めるとともに、県その他防災関係機関と連携し、園内において耐火性に優れた植栽帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。

(2) 道路の整備

道路は、都市活動を支える根幹的な都市施設であり、地震発生時には避難、救援、消防等に係る輸送活動に重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりに資するところが大きい。このことから、市は、道路の整備にあたって、国（国土交通省等）、県等の関係機関と連携し、幅員の確保、電線類の地中化、円滑なアクセスが可能なネットワーク化された道路網等防災面にも十分配慮した整備を進める。

(3) 河川・海岸の整備

河川・海岸は、津波の危険にさらされる場所である一方、危険が去った後は、物資輸送の拠点等防災活動の拠点として市街地の貴重なオープンスペースとなる。このことから、市は、国（国土交通省等）、県等の関係機関と連携し、防災面にも考慮した河川・海岸におけるオープンスペースの確保に努める。

(4) 港湾等の整備

港湾及び漁港内には、多目的に利用可能なオープンスペースが比較的確保しやすいことから、地震発生直後から復旧・復興に至る時間的経過に応じた種々の土地利用の要請に柔軟に対応しやすい。このことから、市は、国（国土交通省、農林水産省等）、県等の関係機関と連携し、地域の復旧・復興を幅広く支援する防災拠点として港湾緑地等の活用、整備促進に努める。

3 建築物の耐震不燃化の促進

大規模な地震が発生し、建築物が震動や火災により甚大な被害を受けることを可能な限り防

ぐため、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の耐震不燃化を促進し、安全で住みよ
いまちづくりを目指す。

(1) 防火地域等の指定

都市の密集市街地において火災を防除するため、都市計画法による防火・準防火地域の指
定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行ってきた。市は、今後も都市化の動向と公
共施設の整備状況を見ながら、適切に防火・準防火地域の区域設定を行う。

(2) 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、
地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置が講じられている。市は、今
後とも大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物について、防災上の各種の措置の
徹底を建築士、施工者に指導していく。

(3) 建築物の耐震化

ア 防災活動の拠点となる市有建築物の耐震性確保

防災活動の拠点となる市庁舎、消防本部、被災者の収容施設となる公立学校等が地震に
よって大きな被害を受けるようなことがあると、応急対策活動の遂行に大きな障害とな
る。そこで、市有の施設について、重要度の高いものから順に耐震診断を実施し、必要
に応じて耐震改修、建替え等を行う。また、建物本体だけでなく、震災後においても機
能確保が図られるよう、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備、
消防用設備等も同様に耐震性向上に努める。

イ 社会福祉施設の耐震性確保

要配慮者（高齢者、身体障害者、乳幼児等）が入・通所している社会福祉施設が地震に
よって大きな被害を受けると、要配慮者を中心に多くの人的被害が発生することになる。
そこで市は、これらの施設の耐震診断及び耐震改修等を実施又は指導し、被害の未然防
止に努める。

ウ 住宅の耐震性の向上

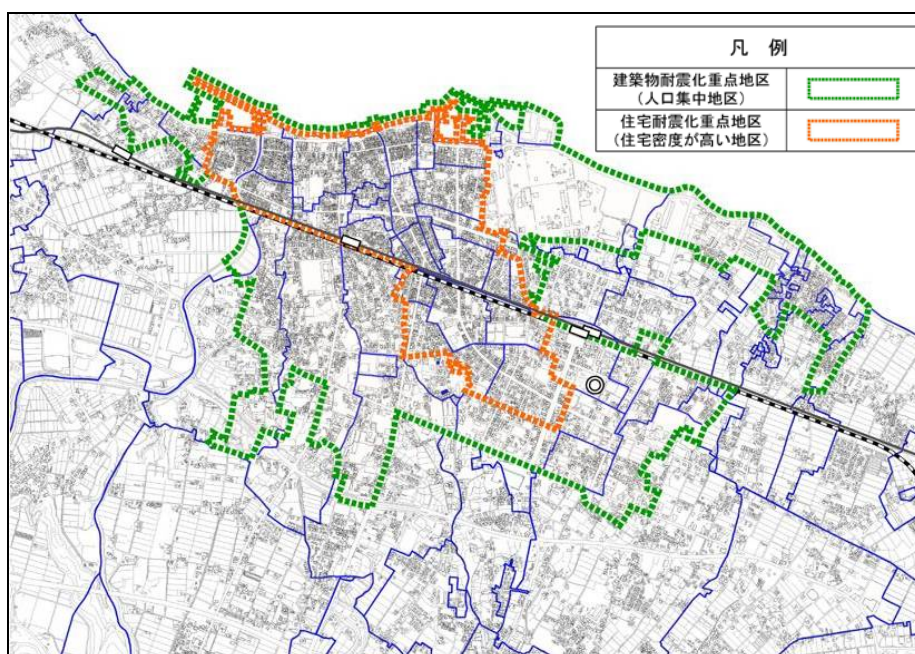
阪神・淡路大震災においては、古い木造家屋を中心に多くの住宅が被害を受けた。そこ
で市は、住宅の耐震補強に関する市民への啓発に努めるとともに、市民からの相談を積
極的に受ける体制を整える。

また、県と連携して、木造住宅の耐震化を行おうとする者に対し支援を行い、住宅の耐
震改修を促進する。

さらに、建物の老朽化が進んだ密集市街地の防火性能向上のための土地区画整理事業や
防火街区整備事業などの面的な整備についての相談を受けていく。

(4) 建築物の落下物・ブロック塀対策の推進

市は、建築物における天井の崩落防止等の落下物対策、ブロック塀等の倒壊防止、エレ
ベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者や施工業者に対して指導啓発に努め
る。



平成22年度 魚津市耐震改修促進計画

4 地域防災拠点の整備

大規模な地震の発生により、市全体が大きな被害を受けた場合、地域レベル（おおむね小学校区の範囲）で市民、防災関係機関による防災活動が活発に展開される必要がある。また、平常時においては、地域レベルで研修・訓練・打合せ等が活発に行われることが、災害に強いまちづくりのために重要である。これらの活動が効果的に実施されるよう、学校、公園等既存の施設の防火機能を拡充する等、地域防災拠点の整備を推進し、安全で住みよいまちづくりを目指す。

5 公共土木施設等の耐震性強化

公共土木施設等は、都市基盤の根幹を成すことから、大規模な地震が発生した場合における緊急物資の輸送等において災害応急対策活動の成否を左右する。そのため、市は、これら公共土木施設等の耐震性の強化を図り、地震発生時においても十分な機能を果たす施設づくりを目指す。

また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。

(1) 道路・橋梁の耐震性強化

道路・橋梁は、避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送等の基盤となる施設である。そこで市は、地震発生時においても道路・橋梁がその機能を十分発揮できるよう、国（国土交通省等）、県と連携をとりながら耐震性の強化に努める。その際、緊急通行確保路線等重要路線を優先して行う。

(2) 河川、港湾、漁港施設の整備

ア 河川の整備

河川巡視により適切な日常管理を行うとともに、耐震性の不足している河川構造物について緊急度の高いものから順次対策工事を進める。

イ 港湾・漁港施設の整備

地震が発生すると、港湾及び漁港施設は震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、物資、資機材等の輸送ルートとして重要な役割を果たす。そこで市は、地震による被害を最小限にするため、国（国土交通省、農林水産省等）、県等の関係機関と連携し、経田漁港の耐震強化岸壁等の整備促進に努める。（海上輸送拠点施設である魚津港は、整備済み）。

ウ 農業用排水施設の整備

ため池、排水機場、排水樋門、頭首工及び用排水路等の農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設等にも被害が及ぶことが予想される。そこで市は、耐震性の不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化により脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備を進める。

(3) 土砂災害の防止

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多くの被害を受ける可能性があることから、災害の発生が予想される危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。

また、ハザードマップの配布等により、危険箇所の周知や土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備に努める。

ア 急傾斜地の安全対策

- A 市は、日頃から県及び防災関係機関と連携しながら、既存崩壊防止施設の点検に努める。
- B 豪雨や地震に伴う崩壊により、市民に危害が生じると想定される危険区域について、県と連携し、地域住民への周知に努める。
- C 危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適正な管理に努める。

イ 土石流、山地災害、地すべり等の防止

土砂災害の形態としては、地震に起因する人家周辺のがけ崩れ等による一次災害のほか、山地、水源部では地震による山腹崩壊や地すべりによる崩壊によって河道埋そくを生じ、その後の降雨や融雪などによる土石流が原因となって下流河川の氾濫を引き起こすなどの二次災害が想定される。

- A 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画

的に推進するとともに、人命保護の立場から地域住民へこれらの危険箇所の周知に努める。

B 県及び関係機関と連携し、危険箇所への雨量計その他監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防止施設の適正な管理、補修に努める。

C 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し災害を発生させるため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤など地域一帯の総合的な対策を進めることが必要である。特に、これらの危険箇所のうち、危険度が高く人家や公共施設が多い箇所から順次必要な法指定を行い、対策工事を実施し、被害の発生防止又は軽減に努める。

ウ 「土砂災害防止法」の推進

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。

6 地盤の液状化対策の推進

(1) 浅部の地盤データの収集とデータベース化

市や公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めて、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努める。

(2) 液状化・流動化に関する知識の普及

市は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、パンフレットの配布等を通じ、市民に対して地盤の液状化発生仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域など、液状化及び流動化に関する知識の普及啓発を図る。

(3) 地盤改良、液状化対策工法の推進

市有施設の建設にあたって、地盤改良等による液状化発生防止対策や液状化発生時においても施設の被害を未然に防止する対策等を適切に実施する。また、民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、設計者、施工者に指導、助言を行う。

第2節 津波災害予防対策

産業建設部 関係各部

津波災害による被害を軽減するためには、海岸保全施設の整備を進めるとともに、津波に強いまちの形成を進めることが必要である。また、避難関連施設の整備を進めるとともに、併せて建築物の安全化を図るほか、ライフライン施設等の機能や、危険物施設等の安全確保を図る必要がある。

1 海岸保全施設等の整備

(1) 海岸保全施設の基本的考え方

市は、国及び県と連携し、一定程度の津波の高さに対応した海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震・津波発生後の防御機能の維持のため、耐震点検・津波に対する耐力点検や補強による耐震性・津波耐力の確保を図る。

また、国及び県、その他の施設管理者と連携し、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用する。

さらに、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

(2) 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設、河川河口の堤防は、いったん地震により被災し、その後、波浪や津波の来襲を受けた場合、市民の生命・財産に重大な被害を及ぼすことが考えられる。また、越流した場合でも、倒壊までの時間を長くする、あるいは全壊に至る可能性を減らすため、次の事項に関する検討を加え、地震や津波に備える。

- ア 耐震性の不足している構造物の強化
- イ 低地盤地域における液状化対策
- ウ 一定の津波の高さに対応した海岸保全施設の整備（嵩上げ、粘り強い構造）
- エ 保安林の指定及び海岸防災林の造成

2 津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

ア 徒歩避難を原則とした対策の構築

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、本市においては、東日本大震災のような海溝型の地震による津波は、文献調査において確認されていないものの、発生確率の極めて低い3～5千年程度の周期で発生する

呉羽山断層帯の海域部を震源とする地震が発生した場合、本市では、極めて短時間で沿岸部へ津波が到達することが予想されており、津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

市は、国及び県が実施する津波災害に関する基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努める。

市は、市街地等の整備にあたっては、都市計画との連携により浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を設定する。また、避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用により、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル、避難路・避難階段などを確保するとともに、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

イ 地域防災計画の都市計画等との連携

市は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成など、想定される津波の特徴を踏まえたまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

ウ 津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定

市及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講じる。

市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性の低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

津波災害警戒区域をその区域に含む場合、市長は、市地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

について市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

エ 減災のための総合的な取組みの推進

市は、国及び県と連携し、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

市は、国土交通省及び県と連携し、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

市は、国土交通省及び県と連携し、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

(2) 避難関連施設の整備

ア 避難場所の整備

市は、避難場所の整備にあたり、津波シミュレーション調査の結果や富山県の津波の特徴を踏まえ、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に避難場所を整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

市は、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮する。津波水位に必要と認められる値を加えた水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることで、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

また、緊急避難場所は、災害時には、自衛隊や消防機関などの活動拠点となることから、県や関係機関で調整の上、市民と防災関係機関が活用する場所の配置方針等の作成に努める。

イ 避難路、避難階段等の整備

市は、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、

その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

(3) 建築物の安全化

市及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

市は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

(4) ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国及び県と連携しながら、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ライフライン施設の機能の確保策を講じるにあたっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

(5) 危険物施設等の安全確保

市は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(6) 災害応急対策等への備え

市は、津波が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うための備えを平常時より十分行うとともに、市職員、住民個々の防災力の向上を図る。

3 潮位観測体制の確立

津波等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導等の措置が適切に講じられるよう、県等と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。さらに、沿岸住民に対し地震を感じた場合は、海面状態に留意するなど自衛措置をとるよう指導する。

4 津波予警報等の伝達体制の整備

市民等に対する津波予警報等の伝達体制として、現在整備されている同報無線（気象衛星ひまわりを活用した緊急情報衛星同報システム）の安全性の強化を促進するとともに、サイレン、広報車等伝達体制の整備を図る。

5 津波警戒・避難の通知

市は、国及び県と連携し、今後予想される津波による浸水域や浸水高に加え、避難場所や津波避難ビル等、さらに避難路や避難階段の位置、海拔表示などをまちの至る所に示すことのほか、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。なお、「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等にわかりやすく示すように留意する。

また、地域住民が参加する津波防災訓練の実施等を通じて啓発を行う。

6 津波避難施設の確保

津波や高潮に備え、海岸付近の堅固な中・高層建物を緊急時の避難所に利用するいわゆる津波避難ビルの指定等を必要に応じて行う。指定した場合には、施設管理者と休日、夜間の使用について協議し、その内容については、住民に周知を図る。

7 津波ハザードマップの活用

市は、県が実施した津波による被害想定シミュレーションに基づく津波浸水想定を踏まえて津波の特徴、避難時の心得などを示す津波ハザードマップを整備し、住民等に対し周知を図る。

市は、津波ハザードマップが市民の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、住民による建物の耐震・津波補強、将来的な居住場所の移転、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらえるように努める。

第3節 防災知識の普及

関係各部

市は、市民に対して「自らの身は自らで守る。みんなのまちはみんなで守る。」という防災の基本認識を普及・啓発するために、防災広報、防災教育、講演会等の積極的な実施に努める。

また、東日本大震災を契機に高まった防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努める。

とりわけ、東日本大震災においては、津波により甚大な被害が生じたが、日頃から津波等の防災教育が実施されていた小中学校の児童・生徒が、迅速に避難することができ、全員無事であったという事例もあり、幼い頃からの防災教育が重要である。

このほか、所属職員に対しマニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習得する機会を設け、防災知識の普及に努める。

1 市民に対する啓発

災害時においてまず必要とされる「自助」による取組みは、住民一人ひとりが冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。また、災害の種類・規模によっては、瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力等「共助」の取組みが地域の安全力の差となってあらわれる。

このため、まず住民が災害に対する正しい知識を持つことが災害対策上の前提であり、市は、コミュニティレベルでのきめ細かな地区別防災カルテ、防災マップ等の作成を積極的に推進するとともに組織的かつ計画的に防災知識の普及を図る。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- A 気象情報等に関する知識
- B 平常時及び災害発生時の心得
- C 過去の災害事例
- D 災害危険箇所等に関する知識
- E 避難所、その他避難対策に関する知識
- F 自主防災組織の役割
- G 地震・津波に対する一般的知識
- H 地震・津波ハザードマップ
- I 円滑な津波避難のための屋外表示

イ 啓発の方法

- A 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- B 映画、ビデオ等の利用

- C ケーブルテレビ、コミュニティ放送、インターネット等の活用
- D 講演会、講習会の実施
- E 防災訓練の実施
- F 富山県自主防災アドバイザーの活用

(2) 社会教育を通じての啓発

市及び教育委員会は、女性団体、PTA、事業所団体等の各種団体を対象とした研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準じるほか、各団体の性格等にあわせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に承継するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

2 学校教育における教育

(1) 教職員に対する教育

ア 初任者研修、経験者研修、職員研修等で防災対策の基礎知識、火災、地震・津波、風水害などの災害状況等に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員の任務、防災関連設備の定期点検及び応急措置等に関する校内研修を行う。

(2) 児童・生徒等に対する教育

ア 児童・生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ 児童・生徒等の発達段階に応じて、防災の手引き、ビデオ等の教材を活用し、指導する。

ウ 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行うよう努める。

エ 自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」、「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

オ 住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

カ 防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、平成23年度に県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。

3 要配慮者に対する教育・配慮

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者、保護者、施設管理者等が防災知識を持つとともに、地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識を深めることが必要である。

このため、要配慮者、保護者及び施設管理者等の防災教育の推進並びに市民が要配慮者に対する支援行動ができるよう啓発を行う。

また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

4 職員に対する教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るとともに、災害時における適正な判断力を養成するため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、講習会や研修会等を通じた教育のほか、ロールプレイング方式による図上訓練の実施や業務継続計画（BCP）の理解と運用に関する教育を行う。

5 相談窓口

市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の災害対策の相談に応じる。

6 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第4節 防災訓練の実施

企画総務部 消防部 関係各部

災害時に県、関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、平常時から各種の防災訓練を計画的、継続的に実施する。

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する機材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

1 総合防災訓練

市は、夜間等様々な条件に配慮し、地域住民の協力・参加を得て、県及び防災関係機関（消防、警察、自衛隊、DMAT等）と共同して、初動活動訓練など災害応急対策について実践的かつ実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

2 個別防災訓練

(1) 非常参集訓練

災害時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備し、非常参集訓練を実施する。

(2) 災害対策本部設置・運営訓練

市は、災害発生直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に必要な的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図るため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。

(3) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な防御活動の万全を期すため、消防技術の徹底、習得を目的として必要な訓練を行う。

(4) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習得させるよう努める。

(5) 水防訓練

水防活動の習熟を図るため、水防工法等の实地訓練を実施する。

(6) 非常通信訓練

災害の種類・規模によっては、有線・無線設備等が相当な被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等について訓練を行う。

(7) 集客施設等における防災訓練

集客施設等の管理者は、利用者の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練等を実施する。

(8) 緊急地震速報対応訓練

住民や行政職員などを対象に、緊急地震速報が発令された場合の初期防災や避難行動の強化に向けた訓練を実施する。

(9) その他の訓練

市、防災関係機関は、それぞれ災害応急復旧訓練、図上演習訓練等を実施する。

3 訓練結果の評価・改善

訓練実施後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

4 他の機関が実施する防災訓練への参加

市は、他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、連携強化に努める。

5 市民や団体等が主体の訓練の実施促進

市は、市民や、事業所、学校等が主体となった防災訓練が実施されるよう、働きかける。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

なお、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

6 防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第5節 自主防災組織等の育成

企画総務部 消防部

災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、地域住民や事業所等の迅速かつ的確な行動が極めて重要であることから、市は県等と相互に連携し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の育成強化を推進し、地域振興会等の各種団体との連携を促進する。また、事業所及び小売店舗等における自衛消防組織の育成整備及び地域の防災リーダーとしての「防災士」の養成に努める。

1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

(1) 平時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の整備
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具の点検
- エ 防災用資機材等の整備及び点検
- オ 危険箇所の点検・把握
- カ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有
- キ 地区内における各種団体との連携

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の住民安否確認
- ウ 被害状況等の情報収集
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告・指示等の情報伝達
- カ 地域住民に対する避難誘導
- キ 避難行動要支援者の避難支援
- ク 給食・給水及び救助物資等の配分
- ケ 避難所の運営協力

2 自主防災組織の育成・指導

(1) 組織化における留意点

- ア 住宅地における町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、市民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、市民の日常生活にとって、基礎的な地域

として一体性を有するものであること。

ウ 昼夜間に町内に居る住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成することが重要である。なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿の作成に努める。

(2) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し自主防災組織の意義等について啓発し、自主防災アドバイザーや防災士を活用するなどして、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかける。また、県とともに自主防災組織が使用する資機材の整備を支援する。

(3) 訓練の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し訓練内容に関する助言等の支援を行う。

(4) リーダー等の養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組みは、その中核となるべきリーダー等の意見や熱意に依存するところが大きいことから、市は、研修会の開催、先進の取組事例の紹介、防災士の資格取得支援等を通じ、自主防災組織のリーダーを養成する。

(5) 連絡協議会の設置

市は、各地区の代表で組織する連絡協議会を通じて、自主防災組織相互の協調・交流を進め、既存組織の活性化に努める。

(6) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、自治会（地域振興会）の各種団体、防災士連絡協議会、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進める。市は、県と連携し自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援する。

3 事業所等における自衛消防組織等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

このため、市は、国及び県と連携し、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、県及び市は、企業

を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

さらに、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等については、消防法により消防計画、予防規程の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている。消防機関は、消防計画の作成されていない施設に対する指導体制を確立するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施すなど、適正な対策を講じる。

このほか、自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置及び自主防災体制が確立されるよう、関係者の理解確保に努める。

(1) 活動内容

自衛消防組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- A 防災要員の配備
- B 消防用設備等の維持管理
- C 防災訓練の実施

イ 災害発生時の活動

- A 出火防止及び初期消火活動
- B 救出・救護の実施
- C 避難誘導活動

4 防災士の養成

市は、大災害に備えた自助・共助活動等の訓練や、防災と救助等の技術の練磨、防災・救助計画の立案等への参画、避難や救助・救命、避難所の運営など、市やボランティアの人達と協働して活動が期待される「防災士」の資格取得を支援する。また、魚津防災士連絡協議会（平成27年4月設立）の活動を支援することにより、各防災士のスキルアップや防災対策等についての協議、自主防災組織との一層の促進による地域防災力の強化及び底上げを図る。

※防災士：「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを、日本防災士機構が認証した者（民間資格制度）

第6節 避難行動要支援者の安全確保

民生部 企画総務部 関係各部

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者が被災した場合、一般市民よりも大きな身体的危険が予想され、さらに避難生活にも精神的、身体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、その対策について整備しておく。

1 避難行動要支援者の把握等

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、円滑かつ迅速に避難するにあたり支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の安否確認が円滑になされるよう防災関係部局、福祉関係部局、町内会・自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿（以下この節において「名簿」という。）を作成するものとする。作成する名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(2) 避難行動要支援者の範囲

- ア 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- イ 75歳以上で構成される世帯の高齢者
- ウ 要介護3以上の認定を受けている要介護者
- エ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- オ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- カ その他、支援を必要としている者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。名簿の作成にあたっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、民生部で把握している障害者や要介護者等の情報を集約する。また、市は、必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

(4) 名簿情報の提供と支援体制

名簿に掲載されている情報は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、特に必要があると市長が認める場合、避難支援等の実施に必要な限度で、消防団、自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供する。

また、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合は、平常時より消防署、社会福祉協議

会、自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供する。

名簿情報の提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、市は、避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

(6) 情報伝達、避難支援体制等の整備

内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえた災害対策マニュアル作成する等、地域の特性や実情に応じて、迅速に避難支援を行うことができるよう努める。

ア 市は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への避難勧告等の伝達に特に配慮し、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対して複数の支援者を定めた具体的な個別支援計画を整備し、安否確認、情報伝達、避難誘導體制の確立に努める。

イ 避難所での生活が困難な避難行動要支援者については、利便性や安全性に配慮するとともに、必要に応じて社会福祉施設や公的住宅等への収容・移送、民間の宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

ウ 避難行動要支援者の支援活動の中心となる団体、地域住民、ボランティア組織、町内会等地域組織の育成に努める。

エ 避難行動要支援者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、携帯端末等の情報機器の活用、情報内容の工夫、緊急通報システムの整備等に努める。

オ 要配慮者の避難等を組み入れた防災訓練を実施するよう努める。

(7) 公共施設等の安全性強化

市は、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

2 外国人対策

災害発生時に、言語が不自由な外国人が孤立しないよう地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

(1) ニーズ把握、普及啓発等

在住する外国人の現状やニーズを把握し、外国人に対する適切な配慮を行うよう努める。

また、外国人に配慮した災害時マニュアルや防災マップ等の防災情報の提供に努めるほか、ホームページ等あらゆる広報媒体や外国人登録窓口を活用して、日頃から外国人への防災知識の普及啓発や避難所の周知に努める。

(2) 多言語化表示の推進

避難所標識、避難誘導標識等に外国語を併記するよう努める。

(3) 防災体制の整備

防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用事業所等に対し防災教育の実施を働きかける等、民間と協力した防災体制の整備に努める。

(4) 災害時の支援体制の整備

災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 避難体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難体制の確立に努める。

(2) 社会福祉施設等の管理者に対する啓発・指導

ア 防災点検及び防災機材の配備

施設を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従業者等に対し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の態様に応じた避難誘導方法を確立しておく。

ウ 地域社会との連携

社会福祉施設等の入所者は自力での避難が困難である者が多いが、施設職員だけでは迅速な対応が困難な場合も想定される。そこで、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを進める。

エ 緊急連絡先の整備

施設と保護者又は家族との連絡が確実にとれるよう緊急連絡先の整備を進める。

4 乳幼児対策

(1) 各保育所は、災害の発生に備えて、保護者との連絡方法等を整備するとともに、市、消防本部、警察署等の防災関係機関との連絡網を確立する。

(2) 各保育所は、災害時の応急対策や応急保育の実施方法等について定めておく。

(3) 保育時間内に災害が発生した場合に備えて、保護者の引き取りがない場合における残留する乳幼児の保護に関する対策を講じる。

第7節 ライフライン施設等の予防対策

産業建設部 上下水道部

大規模な災害の発生により、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救援・救助活動の応急対策を実施するうえで大きな障害となる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関は、各施設の被害を最小限に食い止めるため耐震性の高い施設を整備するとともに、早期復旧が図られるよう施設の地震対策を推進する。

1 上下水道施設の予防対策

上下水道施設が災害の発生により被害を被った場合、その機能低下を最小限にとどめるため、各施設の重要性や老朽度等を調査し、施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進するとともに、速やかに機能回復できるよう体制の整備を図る。

(1) 組織体制の確立と応急対策マニュアル等の整備

災害発生時に上下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織単位ごとに体制の整備を図る。また、無線や携帯電話等による通信連絡網に努めるとともに、緊急点検・応急対策マニュアル等を整備する。

(2) 施設整備

上下水道施設の各種調査・点検するとともに、防災対策を推進し、耐震性の高い施設整備を図る。

(3) 支援体制等の確立

災害時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、市の現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、他の市町村との相互応援給水協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。

(4) 資機材の備蓄

応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。独自に確保できない資材等については、民間企業も含めた支援体制を確保しておく。

(5) 図面等の整備

図面、図書類の整備については、災害復旧応援の受入れを含めて復旧活動等を迅速かつ円滑に行えるよう、関係課による情報の共有や保存方法の多様化等を図る。

(6) 防災訓練

市は、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、単独での防災訓練の実施に努める。

(7) ライフライン関係機関等との連携

上下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

2 電力供給施設の予防対策

電気事業者は、災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、次の予防対策を講じる。

(1) 電力設備の防災対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、各種対策に十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所については、補強等により予防対策を構じる。

(2) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を関係法令に基づく技術基準に適合するよう常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(4) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟艇及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(5) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・簡易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

(7) 防災訓練・防災教育

災害対策を円滑に推進するため、定期的な防災訓練を実施する。また、市をはじめ防災関係機関が行う防災訓練には積極的に参加する。

研修会等の開催、社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに防災意識の高揚に努める。

3 ガス供給施設の予防対策

L Pガスは、その性質上、常に安全確保が求められており、ガス事業法、高圧ガス保安法等の法令や基準の遵守はもとより、事業者及び関係団体による自主的な保安が図られているが、今後も時代の要請に応じた自主保安体制の強化を図る。

(1) ガス製造設備及び供給所設備の防災対策

ガス供給事業者は、法令を遵守し、十分な耐震性能の確保を図り、また、定期点検、検査計画を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。

(2) ガス消費設備の防災対策

一般家庭におけるL Pガス設備の安全性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能や安全機能を備えた安全機器の普及促進に努めるほか、L Pガス消費者に対し地震発生時にとるべき初動行動について、啓発活動を推進する。

ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講じるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

イ 感震機能付き安全器具の普及促進

販売店等は、一般家庭におけるガス事故防止策として、異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター、Siセンサーコンロの設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立消え安全機能等）付き機器やガス漏れ警報器の普及促進に努める。

※Siセンサーコンロ：家庭用ガスコンロに「消し忘れ消火機能」等の安全装置を装着したもの

ウ 消費者に対する周知啓発活動

地震発生時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、揺れの大きい地震の場合は、容器バルブを閉じることが二次災害を防止する上で最善の方策であることから、販売店等は、地震時に消費者がとるべき初動行動について啓発活動に努める。

(3) 防災システム、情報収集システムの充実

ガス供給事業者等は、災害発生時には、迅速かつ確実な被害情報の収集、把握と適切な措置対応が二次災害を未然に防止することに繋がる。このため、防災システム及び通信システムの拡充、整備に努める。

(4) 防災体制の整備、教育訓練の実施

災害発生時には、迅速かつ適切な措置がなにより大切である。このため、ガス供給事業者等は、日頃から緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について周知徹底及び教育を行う。

ア 速やかにガス供給設備等を復旧するため、平常時から復旧用資機材の備蓄に努めるとともに、避難所、公共施設等への緊急供給のための体制を整備する。

イ 市をはじめ防災機関等が行う各種訓練には積極的に参加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。

4 通信施設の予防対策

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要であり、市は、関係事業者の行う以下の対策に協力し、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努める。

(1) 公衆通信

災害時においても、通信が確保できるような設備の安全化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講じる。

ア 施設の防災対策

- A 発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル、トレンチ化等の対策により安全性を強化する。
- B 地下管路は、管路継手、マンホール取付けに安全対策を実施する。
- C 事務室設置のシステム、端末設備は、転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。
- D 防水扉、防潮板の設置及び下水管、マンホール、とう道からの局舎内への浸水対策を実施する。

イ 通信網の防災対策

- A 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成又はループ構成とし、主要な中継交換機は分散設置を行う。
- B 地中設備は、アクセス系ケーブルの地中化を推進する。
- C 電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行う。
- D 全国からの安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

ウ 防災機器の整備

- A 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。
- B 非常用衛星通信装置（ポータブル衛星・超小型衛星通信装置）の増配備に努める。

エ 防災に関する訓練

災害時に設備の復旧を円滑かつ速やかに行うため、平常時から復旧員を確保し、自主防災訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(2) 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として極めて有効な方法であり、特に災害時において重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、JR、電

力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。

ア 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

イ 装置・機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。

ウ 定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

エ 防災訓練等の実施

平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

5 廃棄物処理施設の安全性強化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが重要である。

このため、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の管理者は、廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備するとともに、処理施設の不燃・堅牢化等に努める。

(1) 処理施設の災害予防対策

ア 一般廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて不燃・堅牢化等に努める。

また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設構造指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して不燃・堅牢化等に努める。

イ 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の不燃・堅牢化等に努める。

(2) し尿、ごみ等の処理体制の整備

ア 処理施設の応急復旧資機材等の整備

市は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、協定市への応援要請を含む応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

イ ごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等の確保

災害時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等を確保しておく。

ウ 避難所等の仮設トイレの確保

市は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなることに備え、避難所等に仮設

トイレ等の確保に努める。

第8節 防災拠点機能の充実及び強化

関係各部

市庁舎、消防施設等の災害応急活動の拠点となる施設や避難所となる学校等防災上重要な公共施設について、その施設の耐震化を進め、安全性を確保するとともに、施設機能の充実・強化を図る。

1 重要防災基幹施設の耐震化

市庁舎、消防施設等の重要防災基幹施設は、災害時における応急対策活動の拠点となるため、これらの施設の機能を確保・保持するため、施設の耐震性・安全性の確保を図る。

2 公共施設等の耐震化

市は、その所有する公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等考慮し、防災上重要と判断される建築物の耐震化を促進し、施設の安全性の確保に努める。

第9節 組織体制の整備

関係各部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は、防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

1 災害対策本部体制の充実

(1) 初動マニュアルの整備

災害が発生した場合、特に初動期における各部・各班の活動を迅速・的確に行うため、各部は初動マニュアルの整備に努める。

(2) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統についての習熟を図る。

(3) 本部設備等の整備

本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、以下の本部設備等の整備を進める。

ア 備品の固定、落下物の防止措置

イ 停電時に備えた非常電源の整備及び発電機燃料の備蓄

ウ 無線機器の点検・整備

エ 市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備

オ 災害応急対策に従事する職員の食料等の確保

2 情報連絡体制の充実

市は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡が行えるようにするため、防災関係機関との連絡調整体制の整備に努める。(資料12-1 連絡先一覧表)

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市は、防災関係機関と連携し、相互の情報伝達・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

3 防災関係機関との協力体制の充実

(1) 日頃からの積極的な情報交換等

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行い、防災組織相互の協力体制を充実させる。また、必要に応じ、災害時に備えた協定を締結し、協力体制の強化を図る。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市は、防災関係機関と連携し、災害時の通信体制を確保するため、通信体制の総点検及び通信訓練の実施に努める。

4 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命又は財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。(第2編第2章第15節「自衛隊の災害派遣要請依頼」参照)

(1) 連絡手続等の明確化

市は、県と連絡がとれない場合の自衛隊の災害派遣について、自衛隊への通知等連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

5 広域応援体制の整備

市は、消防以外の分野についても、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ災害時における相互応援協定を締結しているが、さらに体制の整備充実を図る。(資料12-1 連絡先一覧表)

6 業務継続体制の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

第10節 情報通信連絡体制の整備

企画総務部 消防部

大規模な災害が発生した場合、NTT回線など通信回線の不通又は輻輳といった状態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報収集・伝達手段の多重化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

このため、市は、県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

1 防災行政無線等の整備

(1) デジタル同報系無線の活用

災害時の被害を軽減するため、市全域を通信エリアとするデジタル同報通信システム等の無線設備を活用し、住民への情報伝達の拡充を図る。

(2) デジタル移動系無線の整備

市と災害現場との間において、デジタル移動通信システム等の無線設備を活用し、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う。

(3) *全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、*緊急地震速報や津波警報等を受信したときは、直ちに関係機関及び住民に瞬時にその内容を伝達する。

(4) 富山県総合防災情報システムの活用

市は、富山県総合防災情報システムを活用し、被害状況等を迅速に県へ報告し、災害・避難情報等を*災害情報共有システム（L-ALERT）を通じて放送事業者等へ、*緊急速報メール配信システムを通じて該当地区住民へ伝達する。

*全国瞬時警報システム（J-ALERT）

全国瞬時警報システムは、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。

*緊急地震速報

一般向け緊急地震速報は、最大震度が5弱以上と推定された場合に、地震が発生した場所や震度4以上が予測された地域名称などが発表される。

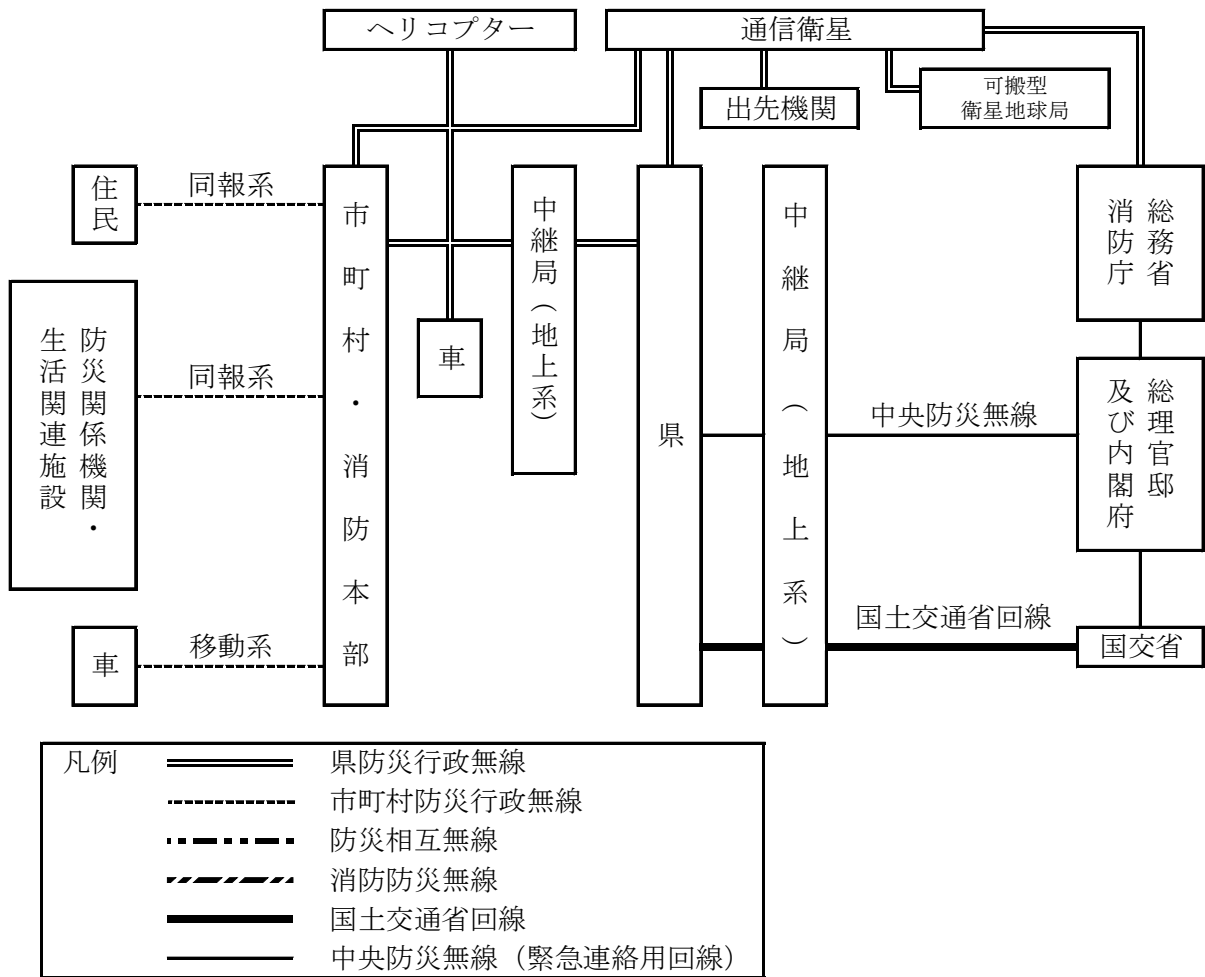
*災害情報共有システム（L-ALERT）

災害情報共有システムは、地方自治体等の公的な情報を発信する「情報発信者」と放送事業者等のその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、情報基盤を共有し、効率的な情報伝達を行うシステムのこと。

*緊急速報メール

緊急速報メールは、気象庁が発信する緊急地震速報や各種特別警報及び地方自治体等が発信する災害・避難情報等を、該当地区住民の携帯電話に一斉配信するシステムのこと。

無線通信ネットワーク図



2 運用対策

市は、災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や運用方法について訓練に努める。通信機器は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。

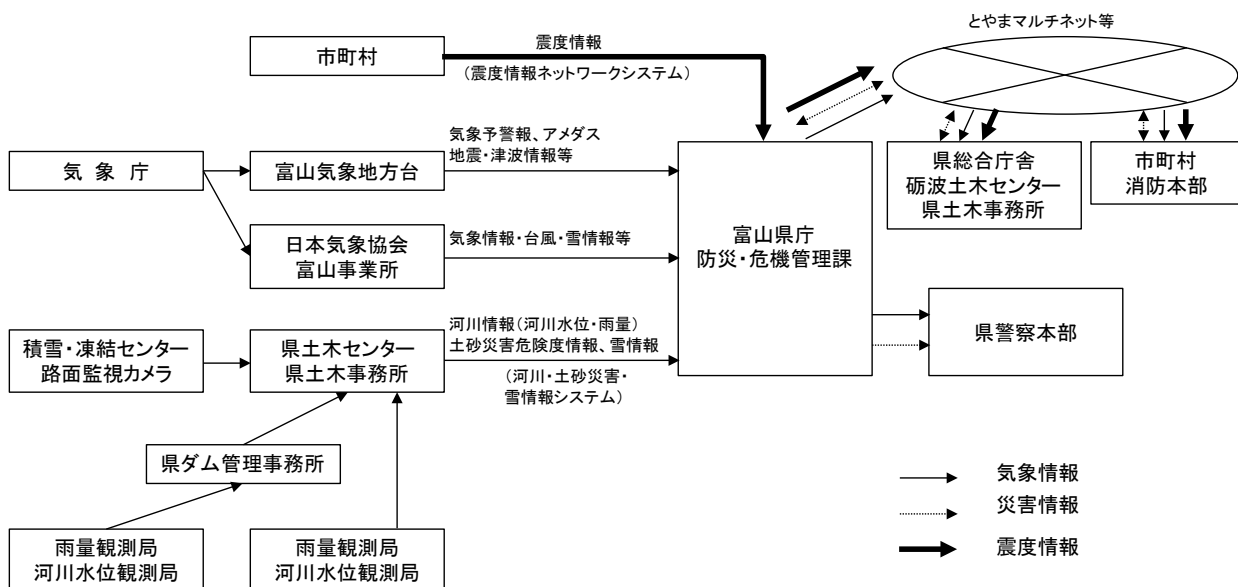
また、非常用発電設備については、災害時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

3 ※富山県総合防災情報システム・防災ネットとやまの活用等

県本庁、出先機関、県内市町村、各消防本部等を接続した「富山県総合防災情報システム」を利用して迅速・的確な情報収集・伝達を行う。また、国土交通省が国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有した「防災ネットとやま」についても有効に活用する。

迅速な災害応急対策を行うためには、地震等災害直後の状況をリアルタイムに把握することが効果的であることから、市独自においても災害監視カメラを設置するなど画像伝送システムの整備に努める。

富山県総合防災情報システム



4 災害無線通信体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時等に加入電話や自己所有する無線通信施設等が使用できない場合、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図ることとし、非常通信協議会を通じ非常通信体制を強化する。

5 消防・救急無線のデジタル化

市は、デジタル化した消防・救急無線での、効果的な情報収集・伝達体制の構築に努める。

6 多様な通信手段の確保

NTT西日本が指定する災害時優先電話の確保を図るとともに、孤立集落対策等のための衛星携帯電話の活用など多様な通信手段の確保に努める。

※富山県総合防災情報システム

気象や震度、河川水位等の防災関連情報を一元的に市町村などの防災関係機関に提供するシステムのこと。「富山防災WEB」を開設し、インターネットや携帯電話により県民へ種々の防災情報を提供している。

第11節 消防力の強化

消防部

災害による火災及び死傷者を最小限に抑えるためには、消火体制の強化、救急救助体制の充実、消防水利の確保が重要であり、その整備を計画的に推進する。

また、火災予防の強化や消防職員・消防団員の消防教育訓練を推進する。

1 消火体制等の整備

(1) 初期消火体制の強化

ア 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技術の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動など地域との連携体制の強化に努める。

イ 自主防災組織は、日頃から訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。

ウ 消防団は、高度かつ専門的な知識・技術の習熟と併せ、実践的な訓練を通じた消火技術の練磨向上に努めるとともに、地域の防災リーダーとして、自主防災組織をはじめとする地域住民に対する防災指導を通じて、地域防災力の向上に努める。

エ 市は、自主防災組織に対して可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を推進するとともに、住民参加の防災訓練を定期的を実施する。

(2) 消防施設・設備等の強化

ア 市は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層（大学生等を含む）の消防団への積極的参加促進等、消防団の活性化を推進する。

イ 市は、消防施設の整備に努める。特に地震発生時に想定される火災等に対処するため水槽付き消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を促進する。

(3) 消防水利の整備

ア 消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生する危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。

イ 河川などの自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進める。

2 救急・救助体制の整備

市は、住民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。

なお、津波災害警戒区域内では、市地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努める。

(1) 救助体制の整備

- ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、外国人など要配慮者の被災状況の把握に努める。
- イ 市は、救助用資機材等の整備を促進するとともに、倒壊家屋、がけ崩れ等被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努める。
- ウ 市は、自主防災組織等による地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、市は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。
- オ 多数の要救助者を迅速かつ的確に救助するため、消防、警察、自衛隊及び海上保安部は合同訓練などにより連携体制の強化に努める。

(2) 救急体制の整備

- ア 市は、住民に対して研修会、集会等を通じて、AEDの使用を含む心肺蘇生法や止血法などの応急手当に関する知識・技術の普及を推進する。
- イ 市は、救急の高度化に対応するため、高規格救急自動車の配備拡充に努める。また、その配備にあわせて救急隊に救急救命士を常時1名配置できるよう体制を整えるとともに、救急救命士の技術向上に向けて研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージなどの応急救護研修の実施に努める。

(3) 医療機関との連携体制

市は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

3 火災予防・広報の充実強化

(1) 防火管理の徹底

市は、多数の者が利用する学校、病院、大規模店舗等の施設について、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成とそれに基づく各種訓練の実施等を指導し、防火管理の徹底を図る。

(2) 火災予防査察の徹底

市は、火災予防のため、計画的、継続的に予防査察を実施するものとし、必要な改善指導等を行う。また、一般住宅や事業所に対しても消防団と連携し、火災予防の周知徹底を図る。

なお、平常時においては次の点に留意する。

- ア 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の普及促進
- イ 危険物等の保管場所の点検

(3) 広報活動の強化

市は、広報誌、広報車・消防ポンプ自動車等による広報や横断幕の掲示等を行い、防火意

識の高揚を積極的に図る。

第12節 緊急輸送活動対策

産業建設部 消防部 企画総務部

災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は、関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

1 緊急道路ネットワークの確保

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる緊急通行確保路線を次のとおり定める（資料8-1 緊急通行確保路線）。

ア 第1次緊急通行確保路線

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速道路、一般国道及び一般国道と自動車道インターチェンジを結ぶ幹線道路

イ 第2次緊急通行確保路線

第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路

ウ 第3次緊急通行確保路線

上記路線を相互に補完する幹線道路

緊急通行確保路線の指定にあたっては、各管理者でネットワーク化を図るよう適宜調整を行う。

なお、道路管理者は、災害発生後の道路障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

2 緊急海上輸送路の確保

港湾・漁港施設は、災害時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送拠点（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。

魚津港は、防災の拠点として指定（県）されており、県と連携して、ヘリコプターを活用した拠点港からの航空輸送体制の整備や施設の整備に努める。

また、災害発生後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関及び関係企業等と連携し、災害時の港湾機能の維持・継続について検討するものとし、その検討に

基づき、港湾の漂流物等の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等について協議する。

3 緊急航空路の確保

災害時に、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行う必要があることから、臨時離着陸場の確保又は整備を推進する（資料8-4 飛行場外離着陸場等）。

また、市は防災拠点となる庁舎や避難所となる学校、公的病院等の屋上に番号等を付すなど、建物の識別標示を行う。

4 緊急輸送用車両等の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者団体等と協定を締結する等体制の整備に努める（市内における主な陸上輸送拠点施設：魚津海陸運輸倉庫㈱など）。

5 防災活動用空地の確保

災害が発生し、大量の物資や応援機関が被災地である本市に集結する場合、物資の集積場所、活動拠点としてのスペースが必要となるため、防災活動用空地として位置づけられるスペースを把握しておく。

6 緊急通行車両の取扱い等

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、この規制措置のもとで緊急通行車両を優先して通行させることとなる。

(1) 確認実施機関

緊急通行車両の確認は、県公安委員会が行う。

(2) 災害対策基本法の規定に基づく確認対象車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- オ 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- カ 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

(3) 確認手続

災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想さ

れることから、緊急通行車両等の事前届出制度が設けられており、この制度の効果的な活用を行う（資料8-2 緊急通行車両等の事前届出・確認制度）。

第13節 医療救護体制の整備

民生部 消防部

災害時においては、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生することが予想されるため、情報の混乱と医療機関自体の被災があいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護の需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時から市及び医療機関等は、医療救護体制を充実・強化するよう努める。

1 医療救護所の整備

(1) 医療救護所の指定等

市は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備するとともに災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検等を行い、その安全性の強化を図る。

(2) 医療救護所の施設設備

ア 既存の医療施設を活用するほか、耐震診断等により安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。

イ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。

A テント

B 救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）

C その他（折りたたみベット、担架、発電機等）

ウ 医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

2 連絡体制の整備

市は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。また、関係機関の協力を得て、防災訓練を実施する。

3 応急手当に関する知識・技能の普及

市は、市民に対し研修会や防災訓練を通じて、AEDの使用を含む心肺蘇生法や止血法等の応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

第14節 避難収容対策

関係各部

災害発生時における避難者の収容のため、事前に小学校体育館等の避難所（指定緊急避難場所・指定避難所）を指定するとともに、適切な避難誘導體制の確立に努め、また、市民に対し避難所や避難のための知識の普及に努める。

1 避難施設・避難道路の確保**(1) 避難所の種類（資料4-1 避難所）****A 指定緊急避難場所**

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設。

B 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

(2) 避難所の確保

市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により避難所を指定しておく。なお、避難所の指定については、必要に応じて、適宜見直す。

ア 避難所の指定基準

市は指定緊急避難場所・指定避難所を別表「避難施設指定基準」及び次の事項に留意し指定する。

A 地震災害により切迫した状況において、速やかに、被災者の受け入れができるように、原則、市内に在住する施設管理者及び市役所職員等が鍵を管理し、緊急時に開錠が可能であること。

B 避難所における避難者1人あたりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。（消防庁震災対策指導室「市町村地域防災計画検討委員会報告書」では、おおむね3.3㎡あたり2人としている。）

C 海岸付近の避難所は、津波や高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は中・高層建物の管理者と協議して緊急時の避難所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、市民にその周知徹底を図る。

イ 避難施設における設備の整備

市は、避難所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。

A 避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常

備菓、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。

- B 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難実施にも配慮して、必要な施設・設備の整備に努める。

ウ 避難所における運営体制の整備

- A 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、避難所運営マニュアルを作成するなど、適切な運営体制が図られるよう努める。
- B 避難場所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するため、女性の参画を推進するものとする。

(3) 避難道路の確保

避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておく。

ア 避難道路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定する。

- A 避難道路はおおむね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。
- B 避難所まで複数の道路を確保すること。
- C 地震に強い地盤で、地下に危険な埋設物がないこと。
- D 津波、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること。
- E 落下物の危険性が少ないこと。
- F 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

イ 避難標識の設置

避難所の市民への周知や避難者が安全に避難所へ到達できるよう、避難所には避難所を示す避難標識を設置するとともに、その付近には避難誘導標識を設置するよう努める。

(4) 繁華街、観光地における避難所等の確保

避難勧告の対象には帰宅できない一時滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な避難所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識の設置に努める。

(5) 被災者用の住居の確保

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう体制の整備に努める。

2 避難活動体制の整備

市は、災害時において市民が安全かつ迅速な避難ができるよう、平常時から地震・津波発生時の避難に関する広報等に努め、また、町内会・自治会、自主防災組織及び関係団体等の協力を得て、地域ぐるみの避難誘導體制の確立に努める。

市は、県が実施した津波シミュレーション調査や訓練の実施などを通じて、富山県の津波の特徴を踏まえた津波避難基本計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

また、市は施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮する。避難誘導にあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。また、高齢者や障害者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

さらに、市は要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(1) 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR誌を活用して避難に関する広報活動を実施する。

富山県の津波の特徴を踏まえ、避難場所、避難路の設定はもとより、あらかじめ建物の耐震化や津波への耐力を確保するための補強を行うことや、地震が発生した際に、避難場所まで逃げる時間がない場合は、堅牢な鉄筋コンクリート造の建築物の2階以上への避難、ライフジャケットの準備なども考慮する必要がある。

また、津波ハザードマップを住民に周知し、将来的な居住場所の移転の必要性の検討なども含め、津波避難に対する意識啓発を図る。

ア 避難所の広報

市は、次の事項につき地域住民に対し周知徹底を図る。

- A 避難所の名称
- B 避難所の所在位置
- C 避難場所への経路
- D その他必要な事項

イ 避難のための知識の啓発

市は、避難対策のため津波相談窓口を設置し、市民に対し、富山県の津波の特徴の説明、避難意識の高揚を図り、次の事項の啓発に努める。

- A 富山県の津波の特徴など津波に関する知識
- B 平常時における避難のための知識

C 避難時における知識

D 避難所における心得

また、地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討にあたっては、県警察と十分調整を図る。

(2) 避難誘導體制の整備

市は、避難所への市民の誘導方法について町内会・自治会、自主防災組織及び関係団体等と協議し、適切な避難誘導體制を確立するよう努める。特に、避難行動要支援者の避難誘導體制の確立に努める。

(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ地震・津波に係る避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期する。

A 避難の場所、避難誘導及びその指示伝達の方法を定める。

B 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、避難所の選定及び収容施設の確保並びに保健衛生対策及び給食の実施方法について定める。

C 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

スーパー、ホテル、駅、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、地震・津波に対する避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とする。

3 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

4 被災者等への的確な情報伝達活動

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市の防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、避難行動要支援者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、市及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

なお、市は、国及び県と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、市は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

また、市は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

別表 避難所の指定基準

1 指定緊急避難場所

災害対策基本法第 49 条の 4、災害対策基本法施行令第 20 条の 3～5、災害対策基本法施行規則第 1 条の 3～6 に基づく、指定緊急避難場所の指定基準を以下のとおりとする。

災害の種類	指定基準
地震災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震発生時の気象状況（寒さ・積雪等の冬季条件）に対応するため、室内に滞在できること。 2 耐震基準に適合し、地震に対して安全な構造であること。 3 周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある施設や構造物がないこと。
津波災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物が海拔 5 m 以上のところにあり、かつ、浸水想定区域外にあること。 2 建物が海拔 5 m 以下にある又は、浸水想定区域内にあるが、建物の構造が RC 造・SRC 造で、避難可能なスペースが想定浸水深以上の所にあること。
土砂災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害の発生時の気象状況（大雨・台風等）に対応するため、室内に滞在できること。 2 下記のいずれかを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① 安全区域（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域外）に立地していること。 ② 危険な区域（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）に立地しているが、建物の構造が RC 造・SRC 造で、2 階以上へ避難可能なスペースがあること。
洪水災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 洪水災害の発生時の気象状況（大雨・台風等）に対応するため、室内に滞在できること。 2 下記のいずれかを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① 安全区域（浸水想定区域外、浸水深 0.5m 未満の浸水想定区域内）に立地していること。 ② 危険な区域（浸水深 0.5m 以上の浸水想定区域内）に立地しているが、建物の構造が RC 造・SRC 造で、想定浸水深以上の所に避難可能なスペースがあること。
大規模な火災	<ol style="list-style-type: none"> 1 門扉等の開錠が不要な公園・グラウンド等のスペースであること。 2 屋外に火災延焼から安全を確保できるスペースがあること。

2 指定避難所

災害対策基本法第 49 条の 7、災害対策基本法施行令第 20 条の 6 に基づく、指定避難所の指定基準を以下のとおりとする。

<ol style="list-style-type: none"> 1 避難のための立ち退きを行った居住者等又は被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 4 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。 5 要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）の円滑な利用の確保等が講じられていること。
--

第15節 物資の備蓄

企画総務部 関係各部

大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になり、被災者向けの飲料水、食料、その他生活必需品の全てを即時に供給することが困難となることが予想される。そこで市は、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、市民、事業所に対して「必要最低限の飲料水、食料、生活必需品等を自らが確保することが不可欠である。」という指導、啓発を徹底する必要がある。

また、同時に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制の整備を図る。

1 飲料水等の確保

- (1) 市は、当座に必要な飲料水の備蓄に努める。
- (2) 市は、被災者に対し飲料水の迅速な応急給水活動が実施できるよう、給水拠点の整備や給水タンク、給水トラック等応急給水資機材の整備及び耐震性貯水槽の設置に努めるとともに、生活用水、都市活動のための用水を順次確保できる体制の整備を図っていく。
- (3) 水道施設の早期復旧を図るため、工事業者との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。(資料11-20 災害時等における応急活動の協力に関する協定書)
- (4) 市民に対し貯水について次の事項の啓発を行う。
 - ア 家庭において備蓄すべき飲料水は、水道水等衛生的な水を用い、一人1日3リットル程度を目安とし、3日間の世帯人数分を目標とする。
 - イ 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、水漏れしないものを使用する。

2 食料及び生活必需品等の確保

(1) 食料及び生活必需品等の備蓄

ア 市民の備蓄

大規模な災害が発生した場合には、行政機関の対応には一定の限界がある。そのため、市民に対し「自らの身は自らで守る」という自助意識のもと、大規模災害による都市機能の停止等を考慮して最低3日分の非常食や生活必需品等の非常持ち出し品の備えの促進を図る。備蓄にあたっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギー等の食事に特別な配慮の必要な者がいる世帯などそれぞれの家族構成に応じて十分な備えをする必要がある。

イ 事業所の備蓄

大規模な災害が発生した場合には、市内の事業所に市外等から通勤している人々の中から多くの帰宅困難者が発生するおそれがある。また、事業所においても業務の早期再開

を図るための応急対策が必要となる。そのため、事業所においては、あらかじめ帰宅困難者の想定や緊急対応措置の実施を考慮した備蓄の促進を図る。

また、事業所は、大規模災害により食料や生活必需品等の供給に混乱が生じると推測される場合、市民生活安定のため自らの社会的責任を遂行し、それぞれが備蓄する非常食、資機材、生活必需品等の供給について積極的に協力する。

ウ 公的備蓄

大規模災害発生直後における流通機構の混乱や道路障害等を考慮し、緊急調達体制が確保されるまでの間の緊急的に必要となる非常食や生活必需品等について、計画的に備蓄の充実を図っていく。また、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図る。なお、備蓄にあたっては、高齢者や乳幼児等にも配慮した非常食、生活必需品等の整備を進める。

(2) 物資調達先の確保

市は、現物備蓄とあわせ、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。

《資料 災害時における物資調達に係る協定》

11-18	11-21	11-23	11-24	11-28	11-49
11-50	11-51				

また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努める。

(3) 備蓄倉庫の整備

市は、災害応急対策に必要な施設として耐震性のある備蓄倉庫の整備を図る。大規模な災害が発生した場合は、道路や橋梁が被害を受け、備蓄物資の輸送が困難な状況になることが予想されることから、備蓄倉庫整備にあたっては、被災者への迅速な供給を図るため、分散備蓄を図る必要がある。

■備蓄計画

- (1) 呉羽山断層帯地震による被害想定（平成23年調査）における4日後避難所避難者数7,498人（県内 311,018人）及び親戚等疎開者4,037人（県内167,470人）
- (2) 備蓄割合

備蓄主体	方 法	割 合	備蓄対象人員	
			避難所避難者	親戚等疎開者
県	現物・流通備蓄	50%	3,749人	2,019人
市	現物備蓄	20%	1,500人	807人
	流通備蓄	20%	1,500人	807人
その他	※ 応援	10%	749人	404人
計		100%	7,498人	4,037人

※り災をまぬがれた個人からの応援

現物備蓄計画人数・・・1,500人+807人=2,307人

- (3) 現物備蓄

- ・寝具類 $2,307人 \times 1枚 / 人 = 2,307枚$
- ・食料 $2,307人 \times 3食 \times 3日 = 20,763食$
- ・飲料水 $2,307人 \times 3リットル \times 3日 = 20,763リットル$

(4) 防災資機材等の備蓄

市は、呉羽山断層帯の地震による被害想定を踏まえ、組立トイレや救助用資機材等の備蓄に努める。

第16節

災害ボランティア受入体制の
整備

民生部 企画総務部

大規模な災害が発生した場合、県内外から駆けつける多くのボランティアが災害発生直後から救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に展開できるよう魚津市災害救援ボランティア本部の設置及び運営について支援するとともに、自らも専門的技術や知識を有した災害ボランティアの育成に努める。

1 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門的知識や技能、資格を必要とし、通常、行政関係機関からの要請に基づいて活動する「専門的なボランティア活動」と、主に被災者の生活支援を目的に誰でも参加できる「一般的なボランティア活動」とがある。

(1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助、医療救護
- イ 建築物の危険判定
- ウ 通信の確保
- エ 行方不明者の搜索
- オ 特殊車両等の運転操作
- カ その他、特殊な技術を要する作業

(2) 一般的なボランティア活動

- ア 避難所管理運営補助
- イ 要配慮者の介助、誘導
- ウ 手話、外国語の通訳
- エ 救援物資の仕分け、運搬、配布
- オ 炊出し、給水
- カ 家財の搬出、家屋の片付け、がれきの処理
- キ その他、被災者の生活支援

2 ボランティアの普及、養成**(1) ボランティア活動の普及啓発**

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力し、ボランティア活動に対する理解と意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

(2) ボランティアの養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害ボランティア講習や訓練を実施する。なお、高齢者等の介護や手話、通訳等として、日頃活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待される場所であり、協力が得られるよう努める。

3 ボランティアの受入体制の整備

(1) 魚津市災害救援ボランティアネットワーク

災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについて検討を行うため、ボランティア関係団体等との相互協力・連絡体制を整備する。

(2) 災害救援ボランティアコーディネーターの養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーターの養成を促進するとともに名簿登載に努める。

(3) 災害救援ボランティア本部運営マニュアルの作成

富山県災害救援ボランティア活動指針と一体的な運用が図られるよう配慮して、災害救援ボランティア本部運営マニュアルを作成し、災害時におけるボランティアの円滑な受入と効果的な活動の展開を図る。

(4) 防災訓練への参加

市は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

第17節 孤立集落化の予防

企画総務部 関係各部

土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するために、各種対策を実施するとともに、孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるため、万全の事前措置を実施する。

1 実態の調査等

市は、孤立のおそれのある集落について事前に調査を行うとともに、万一に備えた救助計画の策定に努める。

2 孤立集落の機能維持

市は、孤立のおそれのある集落の機能の維持を図り、市民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画の策定に努める。

- (1) 土木作業機械及び管理棟
- (2) 危険箇所照明施設
- (3) 通信施設設備
- (4) 負傷者搬送用資機材

3 通信連絡体制の整備

市は、孤立のおそれのある集落との通信を確保するため、次のとおり非常時に備えた通信連絡体制の整備に努めるとともに、運用等についても具体的に定めておくように努める。

- (1) 防災行政無線の整備
- (2) 加入電話による市民との連絡網の確立
- (3) 非常通信の確保
- (4) 他の機関の通信手段の活用
- (5) 衛星携帯電話の配備

4 事前措置

(1) 食料等生活必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、土砂災害の発生等により孤立し、生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、市では、各家庭単位で最低7日分の食料、燃料及び医薬品等の備蓄について推奨する。

(2) 救急・救助体制の整備

市では、孤立した集落での土砂災害等に伴うけが人等の発生に備え、輸送手段の確保等について事前に計画の作成に努める。また、孤立集落への救急・救助活動には、消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、ドクターヘリの活用が有効であることから、市は、県と連携して孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制の整備に努める。(資料8-4 飛行場外離着陸場等)